令和元年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第55号

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

農業大学校条例施行規則(昭和56年岩手県規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
1~3 [略]	1~3 [略]
4 条例附則第4項の規定により入学検定料又は入学料(以下	4 条例附則第4項の規定により入学検定料又は入学料(以下
「入学検定料等」という。) の免除を受けることができる者	「入学検定料等」という。)の免除を受けることができる者
は、次の各号(平成28年台風第10号に係るものにあっては、	は、次の各号(平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号
第2号及び第5号を除く。) のいずれかの被害を受けた者と	に係るものにあっては、第2号及び第5号を除く。)のいず
する。	れかの被害を受けた者とする。
(1)~(5) [略]	(1)~(5) [略]
5 入学検定料等の免除を受けようとする者(次項において「	5 入学検定料等の免除を受けようとする者(次項において「
申請者」という。)は、別に定める様式による入学検定料免	申請者」という。)は、別に定める様式による入学検定料免
除申請書又は入学料免除申請書(以下「申請書」という。)	除申請書又は入学料免除申請書(以下「申請書」という。)
に前項各号(平成28年台風第10号に係るものにあっては、第	に前項各号(平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に
2号及び第5号を除く。) のいずれかの被害を受けたことを	係るものにあっては、第2号及び第5号を除く。) のいずれ
証する書類その他校長が必要と認める書類を添えて、次の各	かの被害を受けたことを証する書類その他校長が必要と認め
号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定める期限まで	る書類を添えて、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当
に校長に提出しなければならない。	該各号に定める期限までに校長に提出しなければならない。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
6 [略]	6 [略]

附則

この規則は、公布の日から施行する。

備考 改正部分は、下線の部分である。